

2022（令和4）年の年末調整書類

秋口になり、年末調整の準備を進めている事業者様も多くいるものと思います。今回は年末調整関連についての解説になります。

年末調整の資料、説明会はすべて国税庁のホームページ（HP）を参照

例年、年末調整の時期に源泉徴収を行う事業者宛てに、税務署より「年末調整のしかた」、「源泉徴収税額表」、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」の冊子が一律に送られていました。

しかし紙資源の節約等を理由に、今年度からは冊子の配布は無く、国税庁の年末調整のHPを案内するリーフレットが送られる模様です。従来の冊子と同様の資料は国税庁のHP上に掲載されているため、紙媒体で必要な方は適宜ダウンロード・印刷を行うこととなります。また、税務署が実施していた「年末調整説明会」は、前年同様に開催は予定されておらず、国税庁HP上の動画からの確認となります。



参考: 国税庁 HP 年末調整がよくわかるページ(令和4年分) <https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>

「令和5年分 給与所得者の扶養控除(異動)申告書」様式の一部変更

昨年の年末調整用の様式と基本的には変わりません。しかし、令和4年用の様式のうち、「令和5年分 給与所得者の扶養控除(異動)申告書」について、2か所に変更があります。

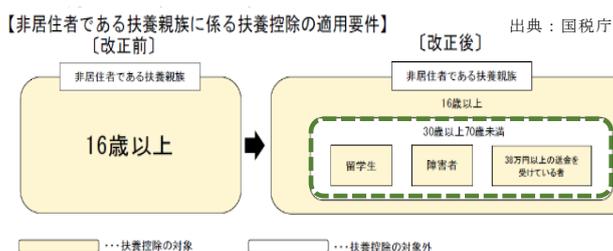
(1) 国外居住親族に係る扶養控除(A)

今年(2022(令和4)年)までは、16歳以上の扶養親族については、確認書類(親族のパスポートのコピー等)、送金の事実の確認だけで扶養控除できます。

しかし、翌(2023(令和5)年)は、扶養控除の対象となる扶養親族の範囲から、年齢30~70歳未満の非居住者が原則除外され、扶養控除を適用できる対象者が限定されます。適用対象となる扶養親族(下記図の緑で囲われた方)については、その事実を正確に把握できる、留学ビザ、送金関連書類(年間38万円以上)の確認が必要となります。



例として、留学している扶養者(30歳以上)がいる方や、海外からの実務研修生が母国に住む30~70歳未満の扶養親族に送金している場合等が該当します。来年の年末調整に向け早めに説明し、資料収集を依頼すべきだと思います。



(2) 退職手当等がある配偶者・扶養親族(B)

同一生計配偶者や扶養親族は「合計所得金額48万円」以下だと扶養控除等の対象になります(所得税の場合)が、この合計所得金額の定義に、退職所得を「含む(所得税)・含まない(住民税)」の違いがあります。この違いに適切に対応できるよう、令和4年度税制改正により、2023(令和5)年の扶養控除申告書に、源泉徴収される退職手当等のある配偶者・扶養親族の氏名等を、本人が記載することになりました。

事業者は、役職員の住民税の配偶者控除・扶養控除の適用漏れにならないよう、各市町村に提出する給与支払報告書にこの(B)の内容を確実に記載し提出されますよう、ご注意ください。



@ 10月の予定

- 10/11・9月分源泉所得税
- ・住民税の特別徴収税額納付期限
- 10/31・8月決算法人の確定申告
- ・2,5,11月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

